

「市民センターにおける新型コロナウイルス感染症感染予防対策マニュアル」の改訂ポイント

	旧		新	
	原則	例外	基本的な考え方	例外
マスク着用	着用	・屋内で対人距離が確保(2m以上を目安)でき、かつ、会話をほとんど行わない場合、屋外で近距離での会話が行われない場合には、必ずしもマスクの着用を要しない。	個人の判断に委ねる	(館長・職員について) 業務中における職員のマスク着用については、個々の職員の判断に委ねることを基本とするものの、市民センターでは、高齢者等重症化リスクの高い者と接する際に、相手との距離が確保できない状態で会話する必要があるなど、感染リスクが高まるため、職員のマスク着用を推奨する。
対人距離	最低1m (できるだけ2m)	・催物(イベント等)において、大声なしの場合は、収容率の上限を100%とする。	三密の回避	飲食を行う場合の座席の間隔は1m以上を確保する
施設管理	消毒		通常の清掃を適切に実施し、施設内を清潔に保つ。	
カラオケ設備の利用	・歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保する。 ・マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行う。 ・座席の間隔を1m以上確保し、正面の座席を避ける。		規定なし	
合唱	公民館ガイドラインにおいて、合唱活動の対応は「一般社団法人 全日本合唱連盟」のガイドライン(R4.1.24改訂版)を遵守することとなっている。		規定なし	
感染症対策チェックシート	任意の提出を求める		廃止	